

就業会員 各位

令和3年1月6日

新型コロナウイルス緊急事態宣言発令時の対応について

平素は、文京区シルバー人材センターの就業にご協力いただき誠に有難うございます。

令和3年1月7日に、感染拡大の止まらない新型コロナウイルス感染症に対応するために、緊急事態宣言の再度の発出が行われる予定です。

前回とは異なり、今回は影響範囲が限定的に行う方針となっております。

つきましては、就業を停止されたい会員の方は、事務局までご連絡をお願いいたします。個別に対応いたします。

会員の皆様にはご迷惑をおかけしてしまい申し訳ございませんが、何卒、ご理解、ご了承をお願い致します。

休止期間、再開の時期等については、個別でご相談させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお前回と同様、新型コロナウイルスによる就業停止やその他関連情報については、当センターホームページに掲載させていただきますので、ご確認をよろしくお願ひいたします。

会員様本人の発熱(37.5℃以上)がみられる時、同居者並びに近しい方がPCR検査等を受診された場合は結果の有無にかかわらず、必ず事務局担当に至急連絡して下さい。



文京区シルバー人材センターHP (URL) :

<https://webc.sjc.ne.jp/bunkyo/index>

←スマートフォンの方はこちらのQRコードを読み取ると該当ページに簡単につながります。

【 問合せ先 】

(公社)文京区シルバー人材センター

電話 03-3814-9248